

諮問番号：諮問第 208 号

答申番号：答申第 208 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

糸島市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく令和 3 年 3 月 11 日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

本件処分についての費用返還命令書には「2 月分の保護費に過払いが生じたため」とあるが、実際 2 月分の入金実績はない。

2 月は実質入院状態であったが、家賃は発生しているため、保護費の入金があるべきではないか。2 月分の家賃が振り込まれていないので是非確認をお願いしたい。「2 月分を返還するのではなく、2 月分を支給するのではないか」ということである。

2020 年 12 月 1 日に「イトシマシフクシジムショ」より、42,305 円入金 同月分家賃支払い（89,500 円）に充当。

同月 25 日に「イトシマシフクシジムショ」より、31,335 円入金 2021 年 1 月分家賃支払い（89,500 円）に充当。

これ以降、「イトシマシフクシジムショ」より入金なし。

2021 年 2 月分 入金なし 同月分家賃支払い（89,500 円）。

同年 3 月 1 日付けで生活保護は廃止とし、後期高齢者医療保険加入。年金収入にてまかなうこととする。

2020 年 12 月 28 日末より認知症検査入院。すぐに退院できるかわからず、糸島市内の住宅型有料老人ホーム（以下「ホーム」という。）の部屋は入居した状態であった。

2021 年 2 月中旬より、入院先の医療機関（以下「本件病院」という。）と協議の上、1 月末付けでホームを退去する決断をした。

※ 1 月末付け退去ではあるが、家賃は 2 月分まで支払う必要があった。

処分庁は超過医療費 32,000 円を支払うように主張しているが、令和 2 年 12 月 25 日の 1 月分住宅扶助費の入金を最後に、2 月分住宅扶助とされる超過額を受け取っていないため、審査請求人への過払いは発生していない。

よって、処分庁の主張は成り立たない。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 3 審理員意見書の要旨

### 1 法第 63 条に規定する費用返還義務及び返還対象額について

住宅扶助は、特定の住居に居住することにより支出を要する金額等が具体的に定まる生活分野であって、特定の住居における居住という具体的に特定された需要に対する保護という性格を有している（札幌地裁平成 16 年 11 月 25 日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

処分庁は審査請求人の令和 3 年 2 月分保護費の算定にあたり、同年 2 月分の住宅認定額として 32,000 円を計上している。また、審査請求人は、令和 2 年 12 月 28 日に本件病院に入院し、令和 3 年 1 月 31 日にホームを退所している。

このことについて、同年 2 月 26 日、処分庁はホームの介護のサービス担当者及び長男から、審査請求人が令和 3 年 1 月 31 日付けでホームを退去した旨を聞き取っている。

そうであれば、審査請求人は同年 2 月 1 日以降、ホームに居住しておらず、特定の住居における居住という具体的に特定された需要が存在しなくなったといえるので、同月分の住宅認定額 32,000 円について、資力があるにもかかわらず、保護を受けた者に該当するといえる。

したがって、審査請求人には令和 3 年 2 月分に保護費において過払いがあるため、費用返還義務が生じていると認められる。

なお、審査請求人は 2 月分住宅扶助とされる超過額を受け取っていないため、審査請求人への過払いは発生していないと主張している。

確かに、同年 2 月分保護費は審査請求人の最低生活費を収入が上回ったことにより、

医療費本人支払額として 13,980 円が生じており、生活扶助及び住宅扶助について、処分庁から審査請求人に対し支払われていないものであるといえる。

このことについて、同年 2 月の審査請求人の本件病院における医療費は 472,430 円であり、同月分の医療費本人支払額 13,980 円を差し引いた 458,450 円が、処分庁から本件病院に支払われた審査請求人の医療扶助であると認められる。

また、同月の保護費の算定において、住宅認定額 32,000 円を基準生活費から削除することによって、同月の医療費本人支払額は 45,980 円に増額し、処分庁から本件病院へ支払われた医療扶助に 32,000 円の過払いが生じることとなる。

したがって、処分庁は同月の住宅認定額 32,000 円に相当する医療扶助を支給しているので、本件処分において、返還対象額を 32,000 円としたことについて違法又は不当な点はない。

## 2 返還額の決定について

(1) 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。

(2) 本件処分に係る返還金額決定伺（債権管理簿）には、自立更生について「該当なし」と記載されており、処分庁が本件処分にあたり自立更生の有無について検討したことが認められる。

また、審査請求人等から処分庁に対し、自立更生費について処分庁に相談した事実は認められない。

そうすると、令和 3 年 2 月に審査請求人の医療扶助として処分庁が負担した 32,000 円全額の返還を決定した処分庁の判断につき、合理性がないとはいえ、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠く

ものであるとは認められない。

したがって、返還額の決定について処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められることはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 5 月 18 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 7 月 13 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

住宅扶助費について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 4 (1)アでは、居住する住居が借家又は借間であって家賃等を必要とする場合に認定することとされている。

審査請求人は、令和 3 年 1 月 31 日付けでホームを退去しており、処分庁は、同年 2 月 26 日にホームの介護サービス担当者及び長男からその旨を聞き取っている。そうであれば、審査請求人は、同月 1 日以降ホームに居住しておらず、「居住する住居が借家又は借間であって家賃等を必要とする場合」に該当しなくなったといえる。

したがって、審査請求人に係る令和 3 年 2 月分保護費のうち、住宅扶助費相当額 32,000 円が過払いとなっており、費用返還義務が生じていると認められる。

なお、審査請求人は、同年 2 月分の保護費の入金実績はなく、同月分住宅扶助とされる超過額を受け取っていないため、審査請求人に対する過払いは発生していないと主張している。

確かに、令和 3 年 2 月分保護費は、審査請求人の収入が最低生活費を上回ったことにより、処分庁から審査請求人に対し、生活扶助及び住宅扶助の支払いは行われていない。

しかしながら、本件病院における審査請求人の同月分医療費は 472,430 円であり、処分庁は、本件病院に対し審査請求人の医療扶助として、同月分の医療費本人支払額 13,980 円を差し引いた 458,450 円の支払いを行っていることが認められる。そして、同月の保護費の算定において、住宅扶助認定額 32,000 円を基準生活費から削除すること

により、同月の医療費本人支払額は 45,980 円に増額し、処分庁が本件病院に対し支払った医療扶助に 32,000 円の過払いが生じていることが認められる。

よって、本件処分において、返還対象額を 32,000 円としたことに違法又は不当な点は認められない。

処分庁は、返還額の決定に当たって、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合」に該当するかについて検討を行った上で、控除すべき額はない旨の判断をしたことが認められる。また、審査請求人から処分庁に対し、自立更生費について処分庁に相談した事実は認められない。

以上のことから、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也